



# 三重県公報

令和元年8月16日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	告示		
244	家畜伝染病予防法施行細則の規定による家畜等の移動の制限の一部を改正する告示	(畜産課)	1

## 告示

### 三重県告示第244号

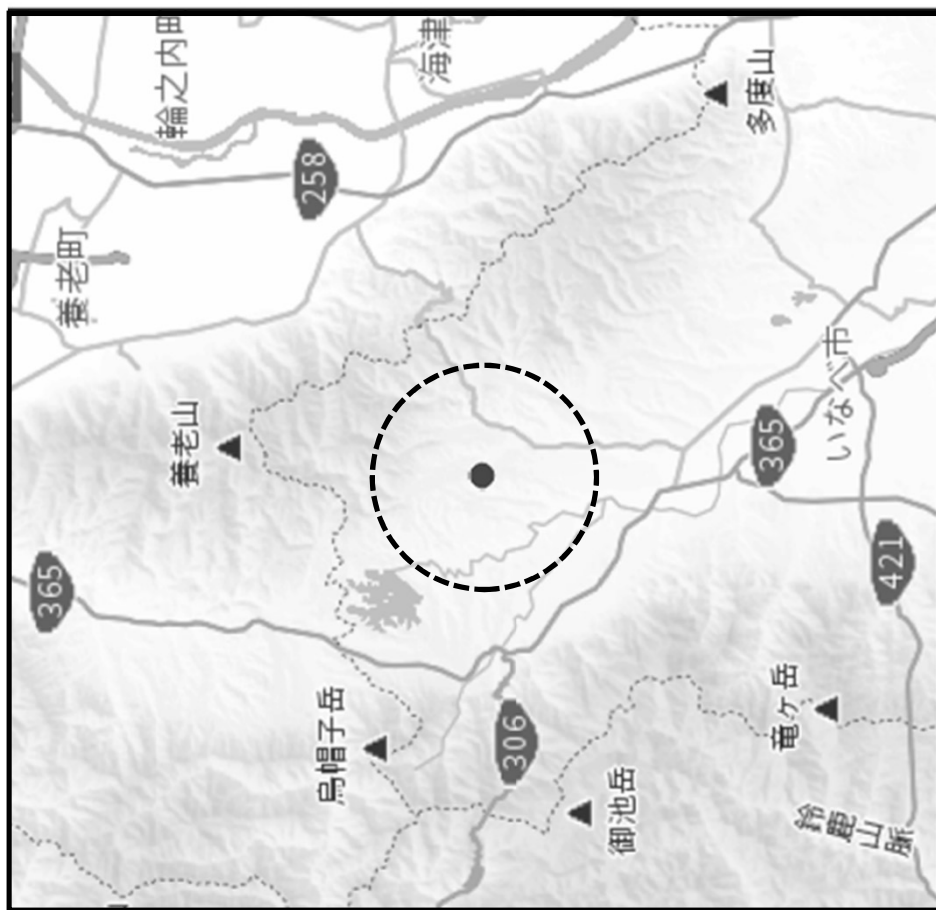
家畜伝染病予防法施行細則の規定による家畜等の移動の制限（令和元年三重県告示第184号）を次のように改正し、令和元年8月17日から施行します。

令和元年8月16日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 移動を制限する家畜の種類  
豚及びいのしし
- 2 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある家畜及びその死体並びに物品
- 3 移動を制限する区域  
いなべ市の区域（次の図に示す部分に限る。）

# 移動制限区域



○ 半径3km : 移動制限区域

地図は農林水産省の家畜防疫マップシステムを使用

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---